

弟子屈町 男女共同参画計画



令和4年4月

目次

第1章 計画策定の趣旨	… 1
第2章 計画策定の経緯	
(1) 国の動き	… 1
(2) 北海道の動き	… 2
(3) 弟子屈町の現状	… 3
第3章 計画の基本的な考え方	
(1) 計画の位置づけ	… 3
(2) 計画の期間	… 4
(3) 基本理念	… 4
(4) 計画の体系	… 4
第4章 計画の内容	
目標1 男女共同参画社会形成のための意識づくり	
施策の基本方向(1) あらゆる世代に向けた男女共同参画の 正しい知識と理解の促進	… 5
目標2 人権尊重に根差す安心な暮らしに配慮した社会づくり	
施策の基本方向(1) DV、虐待をはじめとするあらゆる暴力の根絶	… 7
施策の基本方向(2) 妊娠・出産・子育ての支援と相談体制の充実	… 7
目標3 さまざまな分野における男女共同参画の推進	
施策の基本方向(1) 家庭における男女共同参画	… 9
施策の基本方向(2) 働く場における男女共同参画	… 10
施策の基本方向(3) 地域社会における男女共同参画	… 11
第5章 計画の推進	
(1) 計画推進に係る役割	… 12
(2) 計画の進行管理	… 12

第1章 計画策定の趣旨

男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、あらゆる場面で平等に活躍できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進行や経済構造の変化、国際化や情報化など、今後も変化していく情勢のなかで活力ある社会を実現する原動力として、重要な課題です。

男女共同参画社会形成に向けた法律、制度等は整備されつつありますが、未だ固定的な性別役割分担意識や雇用・就業の場における不平等、セクシュアル・ハラスメントや暴力などによる女性の人権侵害など、課題も多く残されています。

こうした現状をふまえ、真に男女の人権が尊重され、共にいきいきと生活することができる地域を目指すため、弟子屈町においても男女共同参画社会の形成促進を図ることを目的とし、「弟子屈町男女共同参画基本計画」を策定します。

第2章 計画策定の経緯

(1) 国の動き

わが国においては、戦後「日本国憲法」で男女平等の理念がうたわれています。国連は、昭和50年を「国際婦人年」と提唱し、各国が取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」を採択し、女性の人権擁護や男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みを展開しています。これを受け、日本国内では、同年に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年には「国内行動計画」が策定されました。

昭和60年の「女子差別撤廃条約」の批准により、翌年61年には「男女雇用機会均等法」の施行、平成8年には「男女共同参画2000年プラン」が作成されました。平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付けています。

平成12年には、同法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、平成13年には「配偶者暴力防止法」、平成15年には「次世代育成支援

対策推進法」も成立し、暴力の防止や子育て支援に対する法整備も行われました。

平成 17 年には「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定され、5 年毎に 3 次、4 次と策定されています。

令和 2 年には「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、同計画においては、

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- ② 人口減少社会の本格化と未婚・独身世帯の増加
- ③ 人生 100 年時代の到来（女性の 51.1%が 90 歳まで生存）
- ④ 法律・制度の整備（働き方改革等）
- ⑤ デジタル化社会への対応（Society 5.0）
- ⑥ 国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動
- ⑦ 頻発する大規模災害（女性の視点からの防災）
- ⑧ ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

の 8 点が改めて強調されており、計画の実効性を高めるため、各施策の取り組みごとに、令和 7 年度末までを見通した成果目標として、具体的な数値目標が掲げられています。

（2）北海道の動き

北海道においては、国の「国内行動計画」を受け、婦人の福祉向上と社会参加を促進し、生きがいを持って行動できる社会を実現するため、昭和 53 年に他都府県に先駆けて「北海道婦人行動計画」を策定しました。

昭和 62 年には「北海道女性の自立プラン」を策定し、女性の自立・社会参加促進のため、地域・職場での取り組みを示すとともに、これらを支える行政の役割と方策を明らかにしました。

道民からの意見・要望を踏まえ、平成 9 年には「北海道男女共同参画プラン」が策定されました。「男女共同参画社会基本法」が施行された後、同法第 9 条に地方公共団体の責務が規定されたことにより、これまで以上に積極的な取り組みが求められることになりました。

平成 13 年には少子・高齢化、高度情報化など社会情勢の大きな変化

に対応しながら豊かな北海道を築き、男女が対等な社会の構成員として参画する機会の確保に向け、道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めた「北海道男女平等参画推進条例」が施行されました。

同条例に基づき、平成 20 年には「第 2 次北海道男女平等参画基本計画」が策定され、計画の最終年度にはそれまでの取組成果を踏まえ、平成 30 年に「第 3 次北海道男女平等参画基本計画～すべての人が個性と能力を發揮できる社会をめざして～」が策定されました。

(3) 弟子屈町の現状

男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項では、国及び都道府県の男女共同参画計画を勘案して、市町村においても男女共同参画計画の策定を努力義務として規定されています。

本町の人口は、昭和 40 年をピークに著しく減少を続けており、令和 2 年には 6,961 人となっています（国勢調査より）。全体の約 41%が 65 歳以上となっている一方で、15 歳未満の人口は減少を続けていることから、本町においても、少子高齢化が加速していると言えます。

こうした中、すべての世代にとって住みよい町であるためには、女性がこれまで以上に社会参画し、男女ともに力を合わせて支えていかなければなりません。

令和 2 年の審議会等委員における女性の登用率は、国が 40.7%、道が 37.2%であることに對し、弟子屈町は 20.4%と低く、まちづくりの方針や施策決定過程に、これまで以上に女性の意見が反映されやすくなるよう環境を整える必要があります。

そこで、現状や課題をふまえ、ひとりひとりが互いを尊重し合い、責任をわかちあいながら個性と能力を十分に發揮することができるまちづくりを計画的に進める指針として、本計画を策定する必要があります。

第 3 章 計画の基本的な考え方

(1) 計画の位置づけ

本計画は、弟子屈町における男女を取り巻く現状の問題点を解消し、男

女共同参画社会の実現に向けた施策に計画的に取り組むための指針として、国の「第5次男女共同参画基本計画」、北海道の「第3次北海道男女平等参画基本計画」をふまえ、弟子屈町の「第6次弟子屈町総合計画」及びその他の関連計画との整合性を図ったものとします。

また、本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」として位置づけるものであり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項における推進計画としても位置づけます。(P10 施策の基本方向(2) 働く場における男女共同参画)

(2) 計画の期間

この計画は、令和4年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする5か年計画とします。ただし、社会情勢や住民ニーズの変化に応じて必要な見直しを行います。

(3) 基本理念

社会経済が急速に変化する中で、これからは生活の豊かさが求められる時代となり、一人ひとりが自由に自分の生き方を選択できる社会が求められます。

国では、男女共同参画社会基本法で以下の基本理念を掲げています。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

本計画では、この法律が掲げる5つの理念や上位計画に基づき、次の基本理念を設定し、弟子屈町において男女共同参画社会が実現した姿の実現に向けて各施策に取り組んでいきます。

「町民一人ひとりが平等な立場で尊重し合う地域社会の形成」

(4) 計画の体系

基本理念に掲げる男女共同参画社会を実現するために、本町では、次のとおり目標と施策の基本方向を定めます。

基本理念
町民一人ひとりが平等な立場で尊重し合う地域社会の形成

目標	施策の基本方向
1 男女共同参画社会形成のための意識づくり	(1) あらゆる世代に向けた男女共同参画の正しい知識と理解の促進
2 人権尊重に根差す安心な暮らしに配慮した社会づくり	(1) DV、虐待をはじめとするあらゆる暴力の根絶 (2) 妊娠・出産・子育ての支援と相談体制の充実
3 さまざまな分野における男女共同参画の推進	(1) 家庭における男女共同参画 (2) 働く場における男女共同参画 (3) 地域社会における男女共同参画

第4章 計画の内容

弟子屈町男女共同参画基本計画の具体的内容を目標ごとに記し、これらを達成するための施策の基本方向ごとに現状と課題を掲げ、それに基づく具体的な取組を記載します。

なお、取組によっては、複数の施策の基本方向にわたるものもあります。

目標1 男女共同参画社会形成のための意識づくり

施策の基本方向(1)

あらゆる世代に向けた男女共同参画の正しい知識と理解の促進

【現状と課題】

男女共同参画社会を推進し、その視点を活かしたまちづくりを実現するためには、そもそも男女共同参画とは何か、どのような考え・内容のかなど、さまざまな方法で最新の情報を広く共有し、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識をなくすための働きかけを進める必要があります。

また、大人だけでなく、子どもの頃から男女共同参画の意識を育むことは、子どもたち自身のみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながります。職業意識や子育て意識の啓発をするとともに、正しい性差への理解を促す取組が必要です。

【取組の方向】

「広報てしかが」や町ホームページを中心とした、男女共同参画に関する広報・啓発活動を行います。また、インターネットや関連情報誌を活用し、国や道などが発信する情報を収集して地域に提供します。

なお、町が発行する印刷物等においては、性差をはじめとした差別的な表現を行わないようにします。

子ども達への取組として、学校及び町内企業との連携のもと、中高生の職業体験の機会をつくるほか、母性や父性の育成と子育ての大切さを実感する機会を提供することで、男女共同参画に対する理解を促進します。

○具体的な取組み

- ・男女共同参画に関する情報収集及び広報・町HPなどによる啓発活動と情報提供
- ・性差をはじめとした差別的な表現に対する掲載の配慮
- ・男女混合名簿の作成など児童生徒の人権や男女平等参画に配慮した教育の推進
- ・小学生を対象にした人権教室の開催
- ・小学生・中学生・高校生に対する思春期保健授業
- ・高校生を対象とした赤ちゃんとのふれあい体験事業
- ・中高生の職業体験機会の充実

目標2 人権尊重に根差す安心な暮らしに配慮した社会づくり

施策の基本方向（1）

DV、虐待をはじめとするあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）、児童虐待などに代表されるあらゆる暴力は、その被害の対象の年齢、間柄に関わりなく、重大かつ深刻な人権侵害であります。

弟子屈町においても実際に DV やセクハラ、パワハラ、虐待等の暴力被害を受けた人が少なからずおり、被害者の多くは女性です。

【取組の方向】

暴力被害にあった場合に、躊躇なく相談し、支援を受けられる体制の整備が重要であるとともに、被害の背景にある「人権の軽視」を正さなければなりません。

被害が起きない社会づくりを進めていくためには、子どもの頃から人権尊重を観点とした正しい知識を身に付け、暴力を容認しない環境整備を進める必要があります。

○具体的な取組み

- ・被害を受けた方が安心して相談できる窓口の体制整備
- ・被害者支援を行う団体との連携強化
- ・小学生を対象にした人権教室の開催
- ・暴力の根絶に向けた広報・HP 等による啓発活動と情報提供

施策の基本方向（2）

妊娠・出産・子育ての支援と相談体制の充実

【現状と課題】

生涯にわたって健康に過ごすことは、すべての人が個性と能力を発揮して暮らしていくために大切なことです。

特に、女性の場合は妊娠や出産等、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあるため、心身の健康を保持・増進できるような体制を整備することが必要です。

本町においては、健康診査や各種がん検診、健康相談等ライフステージに応じた健康づくり事業を展開しています。

男女がともに健康を享受し、生涯にわたって心身ともにいきいきと暮らせるよう、引き続き町民に対して健康づくりを支援する取り組みを進める必要があります。

【取組みの方向】

出産や子育てを取り巻く環境が大きく変化している中で、女性が安心して出産や子育てをすることができるように、母子保健の支援に努めるとともに、生活スタイルの多様化によるさまざまな保育ニーズに応えるため、保育園をはじめとする保育事業や放課後児童クラブなどの充実を図ります。

また、不妊で悩む夫婦の支援として、引き続き、道が実施している不妊治療費助成事業への上乗せ助成を行います。

○具体的な取組

- ・母子手帳交付時の父親向け育児パンフレットの配布
- ・定期検診の促進や訪問相談の実施、特定不妊治療費助成など妊娠・出産の支援
- ・妊娠、出産に係る通院費助成
- ・マタニティ教室への夫婦での参加の促進
- ・ベビーマッサージ教室の開催
- ・乳児のいる家庭への全戸家庭訪問
- ・乳児（第1子）家庭訪問時や転入者に向けた「子育てマップ」の配布
- ・乳幼児健診等の母子保健事業の充実
- ・乳幼児保育の充実、遊び場の提供など子育て支援機能の強化
- ・養育手当など経済支援の強化
- ・特定保育、病児保育などの環境整備

- ・保育ママ養成などの人材確保及び育成
- ・児童の放課後活動の充実
- ・育児の孤立・不安感解消に向けた相談体制、制度の充実
- ・児童虐待の未然防止や早期解決
- ・父親の育児参加に向けた広報・HP等による啓発活動と情報提供
- ・子どもと子育て家庭の見守り体制強化による地域ぐるみの子育て支援

目標3 さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の基本方向（1）

家庭における男女共同参画

【現状と課題】

家庭では、家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任を共に担うことが大切ですが、いまだ多くの家庭で、その大半を女性が担っているのが町民アンケートから見えた現状です。

家庭内において、このような負担がだれか一人に集中してしまうことによるストレスや不安感、孤独感の増大は、離婚の原因につながることはもちろん、近年の非婚化、晩婚化、少子化の一因になっているとも考えられ、これら諸問題の解決としても重要なものです。

【取組みの方向】

家庭生活において男女が共に家事・育児・介護などの責任を共に担うことを目指すためには、気づかないうちに根付いてしまっている固定的な役割分担意識の解消に向けた一人ひとりの意識改革を行っていくことが大切です。

また、核家族化が進み、子育てを夫婦で実施することが困難な世帯が増えていることから、地域で子育て世代を支えていく取り組みや制度の充実を推進していきます。

○具体的な取組み

- ・母子手帳交付時の父親向け育児パンフレットの配布

- ・父親の育児参加に向けた広報・HP 等による啓発活動と情報提供
- ・マタニティ教室への夫婦での参加の促進
- ・育児の孤立・不安感解消に向けた相談体制、制度の充実
- ・子どもと子育て家庭の見守り体制強化による地域ぐるみの子育て支援
- ・児童虐待の未然防止や早期解決
- ・男性の家事や介護等への参加促進に向けた取りくみ
- ・広報やHP を活用した育児・介護休業制度の周知徹底と定着

施策の基本方向（2）

働く場における男女共同参画

【現状と課題】

社会状況の変化から、いまや男性だけでなく、女性の労働力なしでは社会が成り立たなくなっています。

また、育児や介護などの家庭生活にもっと積極的に関わりたいと考えていながらも、実際には、仕事中心の生活により、時間的な余裕が無いという問題を抱える方もいます。

男女がともに仕事と家庭を両立したライフスタイルへの転換を図り、協力し合う関係を築くことは、双方の社会参画を促し、「ワーク・ライフ・バランス」につなげるうえで欠かすことのできないものです。

【取組の方向】

夫婦が協力しあって育児や介護などをするためには、男性も育児休業や介護休暇等が取りやすい環境や、就業時間の短縮化など、それぞれの職場の理解と協力を進めていかななくてはなりません。

男性が子育てにこれまで以上に積極的に参加できるよう、町と商工会が連携し、男性の育児休業等や介護休暇の取得を推進します。

また、職場において責任ある職への女性の積極的な登用を推進することや、女性の登用を進める企業に対する表彰制度の制定など、女性の社会進出の機運醸成を図るとともに、活躍の機会を創出します。

○具体的な取組

- ・長時間労働など働き方の見直しや働きやすい雇用環境の促進
- ・育児や介護が不利とならない雇用環境の充実
- ・広報やHP を活用した育児・介護休業制度の周知徹底と定着
- ・職場における責任ある職への女性の積極的な登用推進
- ・子育て優良企業、女性登用推進企業への表彰制度
- ・非正規労働者の待遇改善と正規労働者への転換の促進に向けた啓発
- ・労働問題、就職に関する相談窓口の充実と能力開発の支援

○目標値

- ・管理職における女性職員数

	令和3年度	令和8年度
管理職数	39人	-
うち女性管理職数	3人	-
女性率	7.7%	20%

施策の基本方向（3）

地域社会における男女共同参画

【現状と課題】

女性の社会進出は以前より進んでいるものの、まちづくりの方針決定の過程等においては、まだ十分に参画が進んでいるとは言えません。活力あるまちづくりを進めるため、女性が本来持っている能力や考え方を、方針決定過程等に生かし、男女の意見が共に反映されバランスの取れた施策ができるよう、あらゆる分野へ女性が参画しやすい環境を整える必要があります。

自治会長やPTA 会長などの例に見られるように、意思決定の場における女性の参画率は依然として低いことから、男女の意見が共に反映されるよう多くの町民の参加を働きかけ、また、「弟子屈町女性団体協議会」など、女性の地位や福祉の向上と社会参加を目指す組織の活動が地域全体に認識・理解されるよう、若い人々の積極的な参加を促すことが重要と

なります。

【取組の方向】

本町においては、行政の審議会や委員会等への女性登用の推進をこれまで以上に積極的に進めることで、女性の意見が町政に反映されるよう推進していきます。

また、女性団体協議会等の活動を通じて理解や知識を深めた会員が、地域社会や家庭に根差した男女共同参画推進のリーダー的存在となることが重要です。このため、女性団体協議会の活動が地域に浸透するとともに、会員が地域のリーダーとしての役割を担えるよう活動支援を行います。

○具体的な取組

- ・行政の審議会や委員会等への女性の積極的な登用
- ・女性団体協議会への活動支援
- ・男女共同参画に向けた地域のリーダーの育成

○目標値

各審議会への女性登用率

(地方自治法第202条の3に該当する審議会)

	令和3年度	令和8年度
委員総数	255人	-
うち女性委員数	46人	-
女性登用率	20.4%	25%

第5章 計画の推進

(1) 計画推進に係る役割

町は、町民、事業所、各種団体及び、国や北海道とも連携し、男女共同参画社会の実現と、本計画の目標達成のため各種取り組みを推進し、男女共にいきいきと生活できる社会を目指し意識啓発を図ります。

町民、事業所、各種団体は、男女共同参画の意識を育み、正しい性差への理解や、人権尊重を観点とした正しい知識を身に付けるよう努め、本計画の推進に向け協力して取り組みます。

（２）計画の進行管理

計画の推進状況については、第 6 次弟子屈町総合計画の行政評価と併せ、各種取り組みの実施状況や目標達成状況を毎年点検し、次年度以降の取り組みに反映させます。

また、社会情勢や、町民意識の変化等により、計画に変更が必要になった場合、見直しを行い計画の修正を行います。